

監督処分報告書

処分庁 長崎県

処分等の種類		免許取消
事実発生年月日		令和7年5月15日
事実探知の動機		刑罰照会
聴聞年月日		—
処分年月日		令和8年2月18日
違反条項又は該当条項		宅地建物取引業法第5条第1項第6号
処分等の根拠条項		宅地建物取引業法第66条第1項第3号
被処分者	商号又は名称	犬尾株式会社
	主たる事務所の所在地	諫早市小長井町小川原浦字出口741番3
	免許証番号	長崎県知事（1）第4183号
	免許年月日	令和3年10月28日
	代表者	犬尾 公
（処分等の理由） 被処分者の代表取締役 犬尾公は、令和7年5月15日、東京地方裁判所において傷害の罪により罰金30万円の刑が確定した。 このことは、宅地建物取引業法第5条第1項第6号に該当し、よって、同法第66条第1項第3号の規定に該当する。		
原因者		・業者個人又は法人である業者の代表者（宅地建物取引士資格あり／なし） ・代表者以外の役員又は政令使用人（宅地建物取引士資格あり／なし） ・一般セールスマン（宅地建物取引士資格あり／なし）